

## 医療基本法に関するアンケート

### 質問 1 - 1

今回の参議院選挙における政権公約またはマニフェストに、医療基本法の制定が明記されているか？

<回答>

明記しています。

### 質問 1 - 2

質問 1 - 1 の回答が「明記されていない」である場合、その理由は如何？

<回答>

（空欄）

### 質問 1 - 3

医療基本法に関する党の考え方を自由に記載願いたい。

<回答>

患者の権利を明確にし、医療行政全般に患者の声を反映する仕組みをつくる、「医療基本法」の制定を、日本共産党は、この間の国政選挙で一貫して公約にかかげています。

重い窓口負担を苦にした受診控え、国保料（税）の滞納を理由とした保険証の取り上げ、強引な病床削減・病院統廃合など、国民の医療を受ける権利が侵害される事態があるなか、憲法 25 条や 13 条にもとづいて患者の権利を確立する「基本法」の制定は、患者・国民本位の医療を実現するうえで重要です。

コロナ危機によって、日本の医療体制の脆弱さが露呈するなか、その意義はさらに高まっていると考えます。

### 質問 2 - 1

今回の参議院選挙における政権公約またはマニフェストに、医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進について記載されているか？

<回答>

「医療基本法」について述べた党の公約に、「医療行政の全般に患者の声を反映する仕組みをつくる」ことを記載しています。

### 質問 2 - 2

## 2022 政党アンケート（共産党）

質問 2 - 1 の回答が「明記されていない」である場合、その理由は如何？

<回答>

（空欄）

### 質問 2 - 3

医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進に関する党の考え方について、自由に記載を願いたい。

<回答>

患者本位の医療制度・医療提供体制を実現するには、国でも地方でも、医療行政の全体に患者・市民の声を反映させていくことが不可欠です。

1972 年、当時の内閣が「医療基本法案」を国会に提出したことがありましたが、そこには、住民の代表や患者組織の代表を審議会等に参加させる仕組みがなかったため、国民から批判が起きました。日本共産党もその立場で政府案を批判しました（法案は廃案）。

コロナ危機によって、「患者本位」に真っ向から反する医療政策の現実も次つぎと表面化しており、患者・市民の声を医療行政に反映させる仕組みの構築は、いっそう切実になっていると考えます。

### 質問 3 - 1

今回の参議院選挙における政権公約またはマニフェストに、患者の権利の尊重・擁護について記載されているか？

<回答>

「医療の安全、患者の権利の確立」の項を設け、医療基本法のほかに、医療事故の検証、無過失補償制度、医療情報の開示などについて記載しています。

### 質問 3 - 2

質問 3 - 1 の回答が「明記されていない」である場合、その理由は如何？

<回答>

（空欄）

### 質問 3 - 3

患者の権利の尊重・擁護に関する党の考え方について自由に記載を願いたい。

<回答>

日本の医療行政には、ハンセン病問題、優生保護法にもとづく強制不妊・堕胎、スモン等の薬害事件、悲惨な医療事故など、数多くの負の歴史があります。コロナ危機では、治療を

## 2022 政党アンケート（共産党）

必要とするコロナ患者が「原則自宅療養」とされ、医療の手が届かないまま自宅死に至ったり、救急医療のパンクによって、救えるはずの命が救われない事態も生まれました。

これらの反省に立って、患者の権利の尊重・擁護を、医療政策の中軸に据えることが必要です。そのためにも、患者の権利を法律に規定し、医療行政全般に患者・市民の声を反映する制度上の仕組みをつくることが重要です。

医療事故を検証する仕組みの抜本的な改善、幅広い医療事故に対応ができる無過失補償制度の創設など、患者の権利を担保する制度の改善・強化も急がれます。

すべてのハンセン病元患者とその家族への補償・賠償、療養所の職員増と医療・福祉機能の強化、療養所や資料館を人権啓発の場として保存・開放する将来構想の推進を求めます。

旧優生保護法下での強制不妊・堕胎の問題について、全被害者に対する人生被害を償うに足る賠償と、第三者機関による被害の徹底検証、国による謝罪広告など被害者の名誉回復に向けた措置の実施、差別解消のための啓発・教育などを求めます。

難病・小児慢性疾患にかかわる医療費の患者負担の無料化、患者への支援・ケアの強化、治療方法・治療薬の研究体制の拡充を進めます。

### 質問 4

わたしたちの医療基本法要綱案フォーラム版に関する党の見解は如何？

<回答案>

憲法 13 条・25 条を土台に、医療の基本理念と患者の権利を明確にし、国・地方の医療政策の決定過程に患者・市民・医療従事者を参画させることを義務づけるなど、私たちの提案とも重なるもので、全面的に賛同します。

医療基本計画、医療計画推進協議会、基本的諸施策の規定なども含め、今後の提案・議論の参考にさせていただきたいと考えます。

貴団体の要綱案から、あらためて、憲法の規定を政策に生かすことの重要性を再認識にしました。憲法をないがしろにする政治の現実を正し、憲法を守り生かす立場で、取り組みを強める決意です。